

## 「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」(概要)

### 1. 改革の目的

- ・ 民間非営利活動を促進する経済・社会システムの確立

行政部門や営利部門だけでは多様化する国民のニーズへの十分な対応が困難。

民間非営利活動を積極的に位置付け、柔軟かつ機動的に展開。

多様な国民ニーズに応えたきめ細かなサービスの提供

安定し、かつ活力ある社会を構築

「小さな政府」の実現にも寄与(「行政改革」)

- ・ 公益法人制度の見直しの重要性

公益法人制度はいわば「制度疲労」、制度の廃止も含めて見直すべきとの意見もある中、時代の要請に応えた再構築の必要性

### 2. 公益法人制度改革の方向

#### [基本理念]

- ・ 法人の設立に当たっての要件やその判断基準、また、法人の運営等に当たってのその拠るべき規律を明確化した上、法人の設立、運営等についての行政の関与のあり方を見直し
- ・ 法人の適正かつ自律的な活動を可能とする仕組み

#### [アプローチ]

- ・ 民法第34条に基づく公益法人制度をゼロベースで見直し
- ・ 設立許可制に焦点をあてて議論
- ・ NPOや中間法人制度との比較検討・整理
- ・ 諸外国の事例も参照

〔 検討の論点 〕

< 法人設立 >

- ・ 現在、主務官庁の自由裁量となっている設立許可制を、原点に立ち返り見直し
- ・ 設立基準は明確化し公表、設立手続は可能な限り容易に

< 指導監督 >

- ・ 主務官庁による指導監督について見直し。指導監督を行う場合であっても限定的としかつ明確な基準に依拠

< ガバナンス、ディスクロージャー >

- ・ 法人設立の見直しに則した望ましいガバナンス、ディスクロージャーの在り方

< 税制 >

- ・ 設立許可制を原点に立ち返り見直すことと併せた法人格の取得と税制の優遇措置の在り方、営利法人との公平性（特に収益事業のウェイトが高い場合）等

< 移行（転換） >

- ・ 中間法人、営利法人への移行（転換）についての法制面及び税制上の取扱い

< 行政委託型公益法人 >

- ・ 公益法人が行政代行的機能を担うことは問題があるのではないか、参入にあたって営利法人等との間に不公平があるのではないか等の指摘も踏まえる必要